CRPD/C/KOR/QPR/2-3

韓国　第2・3回審査　提出前質問事項　（JD仮訳）

2018年3月

障害者権利委員会

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

List of issues prior to submission of the combined second and third periodic reports of the Republic of Korea\*

＊　委員会第19会期（2018年2月14日―3月9日）において採択された。

**A. 目的および一般的な義務（第1～4条）**

1. 障害者福祉法を見直し、条約に沿って障害への人権に基づくアプローチと調和させるために、締約国がどのような措置を講じたかを示してください。また、同法が精神保健福祉法の対象となる知的・心理社会的障害のある人にも適用されるようにするためにとられた措置について情報を提供してください。

2. 評価が障害のある人の特性、状況、ニーズを反映し、福祉サービスやパーソナルアシスタンスが心理社会的障害のある人を含むすべての障害のある人に、そのニーズに従って拡大されるように、締約国が障害者福祉法に基づく障害判定・区分システムに変更を加えたかどうか、またどのように変更を加えたかを示してください。

3. 締約国は、条約の選択議定書を批准するための特定の日程枠を持っているかどうかを示してください。

**B. 具体的な権利（第5条～30条）**

**平等および無差別（第5条）**

4. 以下の情報を提供してください。

 (a）韓国の国家人権委員会の人的資源と独立性を高めるためにとられた措置。

 (b) 裁判所を通じた救済措置へのアクセスを確保するために、障害者差別の被害者の訴訟費用を免除または軽減する措置、および法務省が救済命令を出すための要件を引き下げる措置。

 (c) 「障害者差別禁止及び救済法」を効果的に実施し、裁判官に与えられた差止命令権を行使する必要性について、裁判官の意識を高めるためのプログラムや活動。

 (d)法務部が国家人権委員会から受け取った障害関連の苦情の通知数とその他の苦情の数との比較

 (e）障害者差別禁止及び救済法の違反に基づく訴訟に関する法律扶助の統計。

**障害のある女性（第6条）**

5. 締約国が以下を実施しているか、またどのような手段で実施しているかを示してください。

 (a) 障害に関する法律および政策においてジェンダーの視点を主流とし、交差的および複合的な形態の差別と闘うことを含め、障害のある女性に特化した政策を策定する。

 (b）家族による心理的・身体的暴力を含む、障害のある女性に対する入所施設の内外での暴力に対処する。特に、性的・家庭内暴力の防止に関する教育プログラムを策定する際に、障害に配慮した視点を導入する。

 (c) 障害のある女性が、その選択とニーズに応じて適切な生涯教育を受けられるようにし、必要に応じて教育を受けるための経済的支援を提供する。

 (d）障害のある女性の妊娠・出産時の支援を強化し、強制的な不妊手術、妊娠中絶、親権の剥奪を防ぐためのあらゆる保護措置を講じる。

**障害のある子ども（第7条）**

6. 子どもに関する法律の制定・改正や政策の策定の際に、障害のある子どもとその家族が、その代表組織を通じて最大限に参加するためにとられた措置を示してください。

**意識の向上（第8条）**

7. 人権の保持者としての障害のある人の肯定的なイメージを強化するための啓発キャンペーンを強化するためにとられた措置について、メディアを含めて情報を提供してください。

8. 条約を体系的かつ継続的に公表し、政府関係者、国会議員、メディア、一般市民に条約の内容と目的について教育するために、締約国がどのような努力をしたかを示してください。

**アクセシビリティ（第9条）**

9. 締約国が、アクセシビリティに関する委員会の一般的意見No.2（2014年）に沿って、どのように以下の措置を講じたかを説明してください。

 (a) 障害のある人が都市間交通を含むあらゆる種類の公共交通機関を安全かつ便利に利用できるように、現行の公共交通政策を見直す。

 (b) 規模、容量、建設時期にかかわらず、すべての公共施設や職場にアクセシビリティ基準を適用する。

 (c) すべての障害のある人が、特にウェブサイト、モバイル通信機器、家電製品を通じて、情報にアクセスできるように関連法を改正する。

10. 公共施設と民間施設の両方におけるバリアフリー認定制度の有効性を示すとともに、民間施設の認定レベルを向上させるために締約国が行った取り組みについて説明してください。

**危機的状況および人道的緊急事態（第11条）**

11. 「仙台防災枠組2015-2030」および「アジア太平洋地域における障害のある人のための「権利を実現する」仁川戦略の目標7」に沿って、国および地方レベルの防災計画・戦略が、あらゆる危険な状況において、障害のある人のアクセシビリティとインクルージョンを明示的に規定するためにとられた措置について情報を提供してください。

**法の下の平等な承認（第12条）**

12. 以下の項目について、締約国が行った進歩に関する情報を提供してください。

 (a）条約第12条および法の下の平等な承認に関する委員会の一般的意見第1号（2014年）に完全に準拠して、代理意思決定から支援つき意思決定へと移行し、それに応じて成年後見制度を廃止する。

 (b）公務員、裁判官、ソーシャルワーカーを含むすべての関係者に対し、国、地域、地方レベルで、障害のある人の代表組織を通じて障害のある人と協議・協力して、障害のある人の法的能力の認識及び支援つき意思決定のメカニズムに関する研修を提供する。

**司法へのアクセス（第13条）**

13. 締約国が行った以下の取り組みについて説明してください。

 (a）障害者差別禁止及び救済法の第26条の効果的な実施を確保する。

 (b) 司法へのアクセスを保証するために、司法制度のすべての関係者を対象とした研修プログラムに、障害のある人の年齢に応じ、ジェンダーに配慮した、手続き的配慮の提供に関する標準モジュールを組み込む。

 (c) 韓国最高裁判所が発表した「障害のある人の司法支援ガイドライン」を効果的に実施し、立法措置により法的拘束力を持たせる。

 (d)獄中の人に対するものも含めて、司法および公証手続きのすべての段階で手続き的配慮を図り、関連する専門職グループに適切な研修を提供する。

 (e) 障害のある人が裁判官、検察官、弁護士として働くことができるように、合理的配慮を含む措置を提供する。

**身体の自由と安全（第14条）**

14. 以下の項目に関する締約国の進歩について情報を提供してください。

 (a) 心理社会的障害を含む機能障害を理由に自由を奪うことを認める現行法的規定を廃止する。

 (b) 新たに改正された精神保健福祉法の規定と実施に続き、すべての精神保健医療サービスを含む医療サービスが、当事者の自由意思による十分な情報を与えられた上での同意に基づいて行われることを保証する措置を採用する。

 (c) 自由の剥奪を認める法律が改正されるまで、病院や専門施設における障害のある人の自由の剥奪に関わるすべてのケースを見直し、その見直しに不服申し立ての可能性が含まれるようにする。

 (d) 障害のある人の公正な裁判と適正手続きを保証する手続き的配慮を図る。

(e) 障害のある人が他の人と同じ適正手続きを受ける権利を確保するために、刑事司法制度から裁判を受けるのに不適格であるという宣言を削除する。

**拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰からの自由（第15条）**

15. 以下の項目に関する締約国の進歩について情報を提供してください。

 (a) 身体拘束、隔離、強制投薬など、障害のある人を残酷、非人道的、または品位を傷つける扱いや刑罰にさらす強制的な医療介入や治療を廃止する。

(b) 脱施設化が達成されるまでの間、精神科病院に入院している障害のある人を、効果的な保護措置により、いかなる形態の拷問やその他の残虐、非人道的または品位を傷つける治療から保護する効果的な保護措置を採る。特に、障害のある人を代表する団体の参加を保証する効果的な外部の独立した監視メカニズムを確立する。

**搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）**

16. 施設の内外を問わず、障害のある人が経験した暴力、搾取、虐待の事例を調査し、加害者が起訴され、被害者が賠償を受けることを確保し、被害者であるすべての障害のある人にアクセシブルなシェルターを提供するために締約国がとった措置について、最新の情報を提供してください。

17. 強制労働の被害者である障害のある人のための適切な保護システムの確立に関する情報を提供してください。確認された強制労働事件の被害者を保護するために、効果的かつ長期的な措置がとられているかどうかを示してください。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

18. 強制的な不妊手術の慣行を根絶するための進捗状況を示し、障害者をこの慣行から保護するために企画された啓発活動や措置について説明してください。強制的な不妊手術が明確に禁止されているかどうかを明らかにしてください。

**移動と国籍の自由（第18条）**

19. 障害のある人がその障害に基づいて大韓民国に入国する権利を奪われないように、また、障害のある移住者が基本的な障害者サービスへのアクセスを制限されないようにするために、出入国管理法第11条および障害者福祉法第32条を廃止するための進捗状況について情報を提供してください。

**自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）**

20. 多くの障害のある人が依然として施設で生活している中で、自立生活と地域社会へのインクルージョンに関する委員会の一般的意見第5号（2017年）に沿って、効果的な脱施設化を達成するために締約国が講じた措置を説明してください。現在施設で生活しているすべての人の効果的な脱施設化のために、とるべき措置を示し、日程枠を示してください。また、脱施設化された障害のある人の数とその現在の状況に関する情報を提供してください。

21. 「機能障害の程度」や家族の収入ではなく、障害のある人の必要性や経済状況に基づいて、障害者福祉法に基づくパーソナルアシスタンスや国民基礎生活保障法に基づく最低生活支援給付金など、地域における障害関連の支援サービスを増やすことを目的とした政策について、情報を提供してください。

**表現・意見の自由および情報へのアクセス（第21条）**

22. 以下の項目について、締約国での進歩を示してください。

 (a) 韓国手話言語法と点字法を効果的に実施する。

 (b)テレビ放送やオンライン資料への障害のある人のアクセスを確保するための規制に、アクセシビリティ基準を含める。

 (c) 公共の情報をアクセシブルな形式とわかりやすい版で提供する。

**家庭と家族の尊重（第23条）**

23. 障害のある子どもの親（シングルマザーを含む）が家庭内で子どもを育てるための支援を受けられるようにし、その子どもが他の子どもと同じように家族や地域社会への参加の権利を持つことができるようにするための総合的な政策に法的根拠を与え、それを実施するために締約国がとった措置を説明してください。また、障害のある子どもの実家と養家が平等に扱われるようにするための計画が締約国にあるかどうかを示してください。

24. 障害のある人が結婚して家庭を築く権利を行使できるようにするための努力について説明してください。

**教育（第24条）**

25. インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）に沿って、締約国における以下の項目の進歩について情報を提供してください。

 (a) 現在のインクルーシブ教育政策の有効性と、盲ろうの生徒の場合を含めてどのように改善できるかについての調査を行う。

(b) 学校やその他の学習機関において、特に教室での支援機器やサポート、アクセシブルで適応された教材やカリキュラム、アクセシブルな学校環境を提供することにより、インクルーシブ教育や合理的配慮を提供するための努力を強化する。

(c) 主流の学校の教師や管理者を含む教育関係者の研修を強化する。

 (d) 生徒や教職員の間で障害のある人に対する好意的なイメージを促進するための積極的な啓発策を講じ、障害のある生徒に対するいじめや身体的暴力のいかなるケースに対しても、一切容認しないポリシーを講じる。

26. 特別学校を増設する正当な理由を教えてください。

**健康（第25条）**

27. 障害のある人が「精神的能力を有する」ことを証明できる場合にのみ障害のある人の生命保険契約を認める商法第732条を改正し、生命保険に関する条約第25条（e）の規定の留保を撤回するために、締約国が行ったあらゆる進展について説明してください。医療施設の利用しやすさを向上させるためにとられた措置について情報を提供してください。現在、障害のある人自身が負担している障害関連の医療サービスの費用を、締約国が補助または負担する計画があるかどうかを示してください。

**労働と雇用（第27条）**

28. 締約国が以下のためにとった措置を説明してください。

 (a) 知的・心理社会的障害のある人の労働市場への参加を排除または制限する差別的な法律を廃止する。

 (b) 最低賃金法の改正を含め、最低賃金法の恩恵から除外されている障害のある人に補償する。

 (c) 保護作業所から、条約に沿って障害のある人の雇用を促進するための代替手段に移行する。

 (d) 障害のある人、特に女性の労働市場への参加を促進するため、障害のある人のための効果的な義務的雇用割当制度を確保する。

 (e）障害のある人が公共部門でも雇用されるようにする。

**相当な生活水準と社会的保障（第28条）**

29. 締約国の高い生活費をカバーするために、障害手当と障害年金の額を増やすことに関して、障害者の所得と社会保障政策を見直す計画があれば、情報を提供してください。

**政治的・公的活動への参加（第29条）**

30. あらゆる種類の障害のある人が、投票施設、情報キャンペーン、その他の形態の支援にアクセスできることを完全に保証した上で、投票権および選挙に立候補する権利を有することを確保するために、締約国が講じた措置を説明してください。また、投票する人が自分で補助者を選ぶことができるようにするための措置も示してください。

**文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第 30 条）**

31. 盲人、視覚障害者、その他印刷障害のある人の出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約を効果的に実施するために、締約国がとった措置を明記してください。また、最近開催された第23回冬季オリンピック・パラリンピック競技大会およびその他のスポーツイベントが、障害のある人を完全に包含し、障害のある人がアクセスできるようにするために、締約国がどのような措置をとったかを説明してください。

**C. 特定の義務（第31～33条）**

**統計およびデータ収集（31条）**

32. 障害統計に関するワシントン・グループの方法論に従って、性別、年齢、民族、機能障害、居住地、地理的地域、教育・雇用状況、受給している給付の種類別に分けたデータの収集、分析、普及を体系化するために締約国がとった措置について、最新の情報を提供してください。公表されている統計がアクセス可能になっているかどうかを示してください。

**国際協力（第32条）**

33. 条約、仁川戦略、持続可能な開発のための2030アジェンダの効果的な実施との関連性を考慮して、すべての国際開発プログラムと活動がすべての障害のある人を包含し、アクセス可能であることを確保するために締約国がとった措置について情報を提供してください。

**国内実施と監視（第33条）**

34. 以下のために締約国がとった措置を説明してください。

 (a）障害者政策調整委員会が、障害のある人に関する効果的な政策を策定・実施するという役割を確実に果たす。

 (b) 韓国の国家人権委員会に、条約の実施を効果的に監視するための十分な人的・財政的資源を提供する。

 (c）条約の実施状況の監視において、障害のある人およびその代表団体の完全かつ効果的な参加を確保する。

（翻訳：佐藤久夫、岡本明）